

## 会議録

### 1 日時

2023年6月15日（木）午後1時30分から午後2時10分まで

### 2 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県庁 本庁舎6階 正庁

### 3 出席者

会長ほか委員26名（うち代理出席14名）欠席3名

事務局（県民安全課5名）

### 4 議題

2023年度愛知県交通安全実施計画について

### 5 議事の経過

#### （1）開会

##### ○事務局（県民安全課担当課長）

それでは定刻となりましたので、ただ今から、「2023年度愛知県交通安全対策会議」を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、本対策会議の会長であります大村愛知県知事から御挨拶を申し上げます。

#### （2）挨拶

##### ○大村知事

皆さんこんにちは。愛知県知事大村秀章です。本日はお忙しい中、「2023年度愛知県交通安全対策会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から愛知県の交通安全に対する取組につきまして、格段の御理解と御支援をいただいております。また交通安全対策にそれぞれの立場で取り組んでいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、2021年7月に策定いたしました「第11次愛知県交通安全計画」では、「2025年までに年間の交通事故死者数125人以下、重傷者数を600人以下とする。」という目標を定めておりますが、昨年の交通事故死者数は137人と、何とか4年連続で全国ワースト1位という不名誉は回避することができましたが、目標を12人上回っております。重傷者数につきましても668人と、目標を68人上回っている状況でございます。

今年の交通事故情勢ですが、交通事故死者数は昨日現在で64人、前年比5人増加ということでございまして、大阪府に次いで全国ワースト2位となっております。

今年、年初こそ交通死亡事故の発生が前年に比べ少なかったものの、2月中旬以降交通死亡事故が多発をいたしまして、特に3月は19人の尊い命が、交通事故により失われるということで、大変厳しい月となりました。

過去の情勢を見ますと、下半期に交通死亡事故が増加する傾向にあることから、引き続き皆様のお力をお借りしながら、交通事故抑止に取り組んでいきたいと考えております。

そして本年4月からは道交法の一部改正で、全ての自転車利用者に対して、ヘルメットの着用が努力義務化されました。ヘルメットは事故の被害軽減における必須のアイテム機材だということでございます。皆様におかれましては、日々の業務を通じまして、ヘルメットの着用率がさらに向上するように、何卒よろしくお願いをいたします。

本日は「第11次愛知県交通安全計画」に基づいて、国、県をはじめとする実施機関が本年度行う、具体的な事業内容を定める「2023年度の交通安全実施計画」についてご審議をいただくということになっております。

交通事故防止を図るためには、道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、道路交通事情の維持、車両の安全技術の普及促進など幅広い施策が必要でありまして、関係者が連携して取り組んでいくことが不可欠です。

愛知県といたしましては悲惨な交通事故を1件でも減らす強い決意のもと、交通事故防止に全力で取り組んで参りますので、どうか皆様方におかれましても引き続きのご支援ご指導を賜りますように、何卒よろしくお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### (3) 議事

#### ○事務局（県民安全課担当課長）

ありがとうございました。

議事に入らせていただく前に、本年度より女性が目線から交通安全対策に、ご意見をいただきたく、新たに5名の委員様に加わっていただいておりますので、この場を借りてご紹介をさせていただきます。

愛知県女性団体連盟書記の、加藤愛子様

愛知県交通安全母の会会長の、松岡英子様

どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日、ご公務のため、代理の方にご出席いただいておりますが、

名古屋市副市長の、杉野みどり様

愛知県県民文化局県民生活部長の、山口智絵子様

同じく女性の活躍促進監の、加藤尚巳様

にも加わっていただいておりますので、ご紹介させていただきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

愛知県交通安全対策会議の議長は、愛知県交通安全対策会議運営要綱第二条第3項の規定により、会長であります、知事が務めることとなっております。

大村知事よろしくお願いいたします。

#### ○大村知事

それでは議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに愛知県交通安全対策会議運営要綱に規定する、この会議の定足数は過半数 14 名でありまして本日の出席者数は 26 名、欠席者 4 名（開会中に代理出席者が現れたため結果的に出席者 27 名、欠席者 3 名）となっておりますので本日の会議が有効に成立しておりますことを報告いたします。

なお本日の会議録につきましては運営要綱の規定により、出席者の中から 2 名の方に署名をいただくことになっておりまして、また署名人は議長が指名することとなっておりますので私から指名をいたします。

名古屋地方気象台の藤田気象台長さんと、愛知県教育委員会の飯田教育長にお願いをしたいと思います。

さて、本日お諮りする議題は 2023 年度の「愛知県交通安全実施計画」でございます。それではこの「2023 年度愛知県交通安全実施計画」につきまして事務局から説明をしてください。

#### ○事務局（県民安全課長）

愛知県防災安全局県民安全課長の松田です。よろしくお願いいたします。

昨今の交通事故情勢に加え、交通事故のない社会の実現及び、「第 11 次愛知県交通安全計画」に掲げた、目標達成の決意を大村知事の言葉として掲載しております。

1 枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。

本計画は、ローマ数字のⅠからⅢの三部構成で、Ⅲの「講じようとする施策」では、第 1 節の道路交通環境の整備から第 10 節の踏切における交通の安全までについて、各実施機関が本年度に推進していただく施策について記載しております。

おめくりいただきまして 1 ページをご覧ください。

ここでは、本年度の実施計画への取り組みや目標につきまして、記載してあります。

前年度に引き続きまして、「第 11 次愛知県交通安全計画」に掲げる目標の達成と、死者数等の着実な減少を目標としております。

おめくりいただきまして 2 ページから 5 ページまでをご覧ください。

本県の交通事故の現況について、各種統計資料に基づき、過去 5 年間の交

通事故発生状況の推移や、2022 年中の交通死亡事故の特徴等について記載しております。とりわけ、昨年中は「高齢者・歩行者・横断中」がキーワードとなる交通死亡事故が多発したことから、こうした交通事故を抑止するため、ハード面とソフト面を組み合わせ、さらなる交通安全対策を図っていくことが交通死亡事故の抑止には不可欠であると考えております。

それでは本年度具体的に講ずべき施策について、具体的にご説明いたします。おめくりいただきまして6ページをご覧ください。

第1節の「道路交通環境の整備」につきましては、15の項目で構成されております。前年度に引き続き道路における交通安全対策の推進を図るため、「人優先の歩行空間や自転車利用環境の整備」、「交通安全施設等の整備」、「高度道路交通システムの活用」、「総合的な駐車対策」、「交通環境の整備」等について、推進していくこととしております。

おめくりいただきまして35ページをご覧ください。

第2節の交通安全思想の普及徹底につきましては、5つの項目から構成されております。

項目1の「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」では、あらゆる年齢層のライフステージや、障害者、外国人に対し、それぞれの対象に合わせたきめ細やかな安全教育を推進することとしております。

おめくりいただきまして、41ページをご覧ください。

(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進についてであります。

内容といたしましては、高齢者の事故実態等を踏まえ、「各種シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の出張講座」、「運転者に対して高齢者保護を意識させる広報啓発活動」、「安全運転サポート車の利用促進」、「ヘルメットや反射材の着用促進など、高齢者やそのご家族に向けた交通事故防止に関する広報啓発活動」など、交通事故防止に繋がる施策について推進していくこととしております。

おめくりいただきまして、59ページをご覧ください。

第3節の安全運転の確保につきましては、6つの項目から構成され、前年に引き続き、「運転者教育等の充実」をはじめ、「事業者に対する指導・監督などの安全対策の推進」、「交通労働災害の防止」、「道路交通に関する情報の充実」などを推進することとしております。

おめくりいただきまして74ページをご覧ください。

第4節の「車両の安全性の確保」につきましては、「車両の安全性に関する基準等の改善の推進」など、6つの項目で構成されております。

主な施策としまして、車両の安全性に関しましては、予防安全対策、被害軽減対策等、適切に拡充・強化を図る他、先進安全自動車の開発・普及の促

進、また、安全運転サポート車、いわゆるサポカーSのさらなる普及を図り、運転者の安全運転支援を推進することとしております。

さらには自転車の安全性に関し、自転車の定期的な点検や整備の必要性を周知するとともに、両側面に反射資機材を備える等の交通事故防止対策についても周知していくこととしております。

おめくりいただきまして、81ページをご覧ください。

第5節の「道路交通秩序の維持」につきましては、交通の指導取締りの強化等、3つの項目で構成されております。

主な施策としましては、「交通事故実態の分析に基づく指導取締り方針の策定」、「実行効果検証及び次の取締り方針への反映といったPDCAサイクルにより管理された指導取締りの推進」、「可搬式速度違反自動取締装置の効果的な運用」、「『飲酒運転根絶ボックス』等に県民から寄せられた飲酒運転関連情報を活用した飲酒運転取り締まりの強化」など効果的な施策を推進していくこととしております。

おめくりいただきまして87ページをご覧ください。

第6節の救助救急活動の充実についてであります。

「救助救急体制の整備」等3つの項目から構成され、主な施策内容といたしましては、「救助体制の円滑な運用と資機材等の充実」、「AEDの使用を含めた応急手当の普及促進」、「救急救命士や救急隊の養成」、「救助救急資機材の整備の推進」、「ドクターヘリの活用促進」などを推進していくこととしております。

おめくりいただきまして93ページをご覧ください。

第7節の「被害者支援の充実と推進」についてであります。

「自動車損害賠償保障制度の充実」など、3つの項目から構成され、主な施策の内容といたしましては、「交通事故被害者等の心情に配慮した支援活動の充実強化」などを推進することとしております。

おめくりいただきまして96ページをご覧ください。

第8節の「研究開発及び調査研究の充実」についてであります。

「道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進」と2つの項目が構成され、前年度に引き続きまして、最先端の情報通信技術を活用して、道路交通の安全に関する研究開発を推進することとしております。

おめくりいただきまして99ページをご覧ください。

第9節の「鉄道交通の安全」についてであります。

「鉄道交通環境の整備」など6つの項目から構成され、前年度に引き続き、鉄道の安全に資する施策を推進していくこととしております。

おめくりいただきまして105ページをご覧ください。

第10節の「踏切道における交通の安全について」であります。

ここでは「踏切道の立体交差化等の整備の促進」を初め、4つの項目から構成されております。

引き続き「踏切道の立体交差化等による抜本対策」と「構造の改良等による速効対策」の両輪による総合的な対策を促進することとしております。

以上で「2023年度愛知県交通安全実施計画」の説明を終わらせていただきます。

○議長（大村知事）

それでは、ただいま事務局から説明がありました、「2023年度愛知県交通安全実施計画」につきまして、その具体的な取り組み内容の説明をしていただきたいと思っております。

私から指名をさせていただきます。最初に交通管理者の立場から警察本部の説明をお願いいたします。

○愛知県警察本部長

警察本部でございます。

県内の交通事故情勢につきましては、先程知事の方からお話ございましたが、交通事故死者数が前年に比べて増加傾向で推移しておるところでございます。

横断歩行者妨害に起因する事故が依然として発生しておりますほか、自転車を含む車両運転者の一時不停止や、歩行者の信号無視に起因する事故が増加しているなど、大変厳しい状況にあると認識しております。

この交通死亡事故の特徴的なものとしたしましては、年齢層別では高齢者が全体の約5割、当事者別では歩行者が約4割を占めております他、交差点における交通死亡事故が大きく増加しております、全体の約7割を占めていることなどが挙げられるところでございます。

県警察におきましてはこうした状況を踏まえまして、車両運転者に対しては、交通事故分析により事故が多発する場所や時間帯等を選定した上で、事故に直結する悪質・危険な違反に対する取締りを強化し、歩行者保護をはじめとした交通ルールの徹底を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、歩行者に対しては横断時における横断歩道の利用や安全確認の徹底をはじめ、自らの安全を守る行動を促す広報啓発活動を推進することで、全ての道路利用者に対して交通安全意識の醸成を図ってまいります。

また、交通事故が多発しております交差点における適切な交通規制の実施等の安全対策や、「歩車分離式信号」をはじめとしました交通安全施設の整備等にも取り組んで参りたいと考えております。

今後とも皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私からの説明といたします。以上でございます。

○議長（大村知事）

はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、児童生徒に対する交通安全教育を担当する立場から、教育委員会から説明をお願いします。

○愛知県教育長

はい、教育委員会でございます。

児童生徒の交通事故の状況につきまして御説明をいたします。

昨年度、教育委員会に報告がありました死亡事故または入院1ヶ月以上の治療を要するなどの、重大事故の人数は、小学生が18名、中学生21名、高校生16名、合計で55名でございます。

この55名というのは過去5年間では、最も少ない人数となったわけではございますけれども、その中には、1名尊い命が失われてしまいましたことを大変残念に思っているところでございます。

事故の状況でございます。

この55名でございますが、自転車の乗車中の事故の件数が30件ということで、全体の半数以上となっております。そのうち、登下校中の自転車の事故というのが、この30件のうちの17件でございます。特に交差点で乗用車と衝突をするケースが多く報告をされているところでございます。

4月1日から道交法が改正されまして、すべての自転車の利用者に乗車用のヘルメットの着用が努力義務化されましたので、教育委員会の方からも、県内の小・中・高・特別支援学校に自転車の利用時にはヘルメット着用の啓発に努めるよう依頼をしているところでございます。

さらに、各小学校には警察本部がまとめた「過去5年間における愛知県内の小学生の交通事故の分析」をした資料も配布して、周知しておるところでございます。この資料によりますと、小学3年生から自転車の乗車中の死傷者数が急激に増加するという傾向が見てとれるものであります。この「小学校3年生を交通安全の意識を定着させる基礎となる学年」というふうな位置付け、各学校において警察署と連携し、自転車交通安全教室を開催実施するよう依頼をしているところでございます。

また、昨年度の登下校中の事故ということにつきましては、先程の自転車の17件と歩行中が8件あり、合計で25件でした。

その中には、飛び出しや安全確認をしない危険な横断など、児童生徒が原因と考えられるものも多く見られたところでございます。

子供たちの命を守るには、危険を予測・回避して、安全に行動ができる実践的な態度・能力を、しっかりと養うことが重要でございます。今後も各学

校で、効果的な交通安全教育に取り組むよう働きかけてまいります。

また、通学路の交通安全対策という観点でございますが、令和3年度に各市町村において通学路の合同点検を実施していただきまして、4054箇所対策必要箇所が抽出をされたところでございまして、このうち、学校教育委員会の担当箇所という部分が1468箇所ございまして、昨年12月末までにそのうちの98%にあたる1440箇所が対策済みとなっているところでございます。

危険箇所の交通安全指導や、ボランティアによる見守り活動、通学路の変更などの対策を講じていただいているところでございまして、道路管理者や、警察と連携を図りながら、今年度末までに、概ね対策を完了するよう、各市町村に働きかけてまいります。

児童生徒などの交通安全対策は、教育委員会、学校だけではなくて家庭や地域、関係機関との協働が不可欠でございますので今後とも緊密な連携と御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。教育委員会からは以上でございます。

○議長（大村知事）

ありがとうございます。それでは続きまして自動車の安全に関する技術開発を推進する立場から、経済産業局の説明をしてください。

○産業振興課担当課長

はい。経済産業局でございます。

私ども経済産業局が推進しております主な取り組みについて、2点ご説明いたします。

まず1点目でございますが、「自動車安全技術プロジェクトチーム」の取り組みでございます。

交通事故の防止、交通事故死者数のさらなる減少を目指して企業、大学、行政が一体となって自動車安全技術に係る研究開発や実証実験などを推進しております。

このプロジェクトチームでは、2つのワーキンググループ、「プローブ情報活用ワーキンググループ」と、「事故分析ワーキンググループ」を設置して活動しております。

まず、「プローブ情報活用ワーキンググループ」でございますが、プローブ情報すなわち、実際に自動車が行った位置や速度、ABS作動履歴など、自動車から得られる情報を活用した道路対策を行っております。

今年度は新たな特に取り組みとしまして、一時停止率に着目した取り組みを行う予定でございます。これは交通規制や交差点に関わるオープンデータを活用し、一時停止規制がある場所を通過する車の速度をプローブデータか



ら取得し、一時停止率を導き出し、事故の危険性が高いと予測される箇所を可視化するものでございます。

もう1つの事故分析ワーキンググループにおきましては、実際の事故情報を分析し、交通事故を抑止するための活動を行っております。近年はタクシーに搭載されましたドライブレコーダーの映像と、ドライビングシミュレーターを連携させた分析を行っており、今年度は、天候や昼夜の別、年齢等による視線の動きについて分析する予定でございます。

続いて主な取り組みの2点目は、自動運転の実証実験でございます。

今年度は自動運転の社会実装に向けた取り組みをさらに深化させ、技術面、安全面、事業面からの検証を行うことで、交通事業者等が実運行で再現可能なビジネスモデルの構築を目指して、実証実験を実施いたします。

中部国際空港島及びその周辺地域では、中部国際空港連絡道路を含むルートで2ヶ月にわたり一般客を乗せた定期運行を行うほか、愛・地球博記念公園では、将来の無人自動走行を想定し、障害物の自動回避や起伏の影響等を検証します。また名古屋市内では、都心の道路環境に対応したスムーズな自動運転の検証を行うことで、実装に向けた取組を加速いたします。

それから、こうした取り組みの他、衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術を搭載したサポカーの体験試乗会を開催するなど、一般の方々に向けた自動車安全技術の普及啓発活動にも取り組んでおります。

経済産業局としましては、こうした取り組みを通じて引き続き交通事故の減少に取り組んでまいりますので、皆様の御理解御協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして道路管理者の立場から建設局から説明をしてください。

○建設局道路維持課担当課長

建設局でございます。

私ども建設局の取り組みについてご説明いたします。

近年の死亡事故の発生状況は、半数以上が幹線道路で発生する一方、死者数の約半数が歩行者、自転車利用者の交通弱者が占め、かつその約半数は自宅から500メートル以内の身近な道路でなくなっている状況でございます。このため、建設局といたしましては、幹線道路の事故対策と身近な生活道路の交通弱者対策の両面から、交通事故の削減に取り組んで参ります。

まず、幹線道路の事故対策でございます。

交通を円滑化するバイパス整備や交差点改良などの「抜本対策」の他、特に交通事故が多発する交差点においては、ドライバーへの注意喚起のため、

カラー塗装などの「速効対策」を進めているところです。この結果、対策実施箇所では事故件数を約半数減少させるなどの成果を上げておりますので、今後も効果検証を行い、改善を加え、より効率的・効果的に対策を実施し、一層の交通事故削減を図って参ります。

次に、身近な生活道路の対策でございます。

通学路や子供の移動経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」などにに基づき、学校・県警とも連携し、危険箇所の解消に向け、継続と継続的に取り組んでいるところであります。とりわけ、令和3年6月に千葉県八街市で発生した死傷事故を受けて実施した合同点検で抽出された危険箇所の対策については、歩道整備や防護柵の設置など、ハード対策を進めるとともに、部分的な整備など暫定的な対策も含め、今年度内に実施して参ります。さらに、最高速度時速30キロメートルの区域規制とハンプや狭窄など、物理的デバイスの適切な組み合わせにより、交通安全の向上を図ろうとする「ゾーン30プラス」については、市町村と警察署による整備計画の策定が円滑に進むよう支援してまいります。

最後に自転車利用者への対策でございます。

愛知県自転車活用推進計画に基づき、市町村とも連携し、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された「自転車通行空間」の整備を推進し、安全で快適な自転車利用環境の創出に取り組んでまいります。

以上建設局の取り組みを説明させていただきました。

今後も交通、事故の抑止に向け、しっかりと取り組んで参りますので、関係機関におかれましては、格段のご協力をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは最後に、県の交通安全に関し広報啓発を担当する立場から、防災安全局から説明をお願いします。

○防災安全局長

はい、防災安全局でございます。

防災安全局では交通事故の抑止に向けた取り組みとして、県民総ぐるみによる交通安全県民運動を始め、県民の皆様への広報啓発活動に取り組んでおります。本年度重点的に行っていく、主な取り組みにつきまして4点御説明いたします。

1点目は「高齢者の交通事故対策」です。

多発している高齢者の交通事故の防止を図るため、レストランの店内での広報や鉄道の中吊り広告、さらには、広報及び啓発イベント等を通じて、反

射材の着用や、安全運転サポート車の活用等を促し、事故防止につなげてまいります。

2点目は、「ドライバーのマナー向上対策」です。

ドライバーのマナー向上につながるメッセージを、県内在住の著名人が呼びかける動画を作成し、大型商業施設やサービスエリアのデジタルサイネージで放映するほか、「ながらスマホ」、「あおり運転の防止」を呼びかける啓発キャンペーン等を通じて、運転マナーの向上を図ってまいります。

3点目は「歩行者保護対策」でございます。

歩行者の交通事故を減少させるため、「ハンド・アップ隊」を結成し、道路横断時は手を挙げて停止してくれたドライバーに感謝の気持ちを伝える「ハンド・アップ運動」をY o u T u b e 広告によりPRいたします。また、観光施設等における、交通安全クイズラリーの実施や、歩行者保護に関するLINEスタンプのデザインを公募し、選定した優秀作品を配布することにより、歩行者保護意識の醸成を図ってまいります。

4点目は、「自転車の安全利用」についてでございます。

自転車乗車時における交通安全意識の向上を図るため、広報宣伝車の運行や大型商業施設のデジタルサイネージ等を活用した広報啓発活動を展開して参ります。特に自転車乗車用ヘルメットの着用が条例や道路交通法で努力義務化されておりますので、企業や学校等から「愛知県ヘルメット着用促進宣言」を募集するとともに、「高齢者ヘルメット着用促進モニター」を選任し、動画を作成することで、ヘルメット着用意識の醸成を図ってまいります。また、若年層や高齢者に対するヘルメット購入費用の補助についても、引き続き市町村と協調して実施してまいります。

これらの活動を通じて、県民の皆様の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の減少を目指してまいりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大村知事）

ありがとうございました。各部局から交通安全関係に関するそれぞれの対策を報告していただきました。

それでは、その他の委員の皆様方で御意見御質問等ございましたら発言をしていただきたいと思います。

いかがでございましょうか。よろしいですか。

特に御意見御質問等もないようですので、「2023年度愛知県交通安全実施計画」につきまして原案通り決定することにいたしまして御異議ございませんか。

はい、ありがとうございます。御異議なしということでございますので原

案通り決定をさせていただきます。

本日、決定されました計画の推進につきまして、各委員の皆様方には引き続き、一層の御支援御協力をお願いいたします。また、県民の皆様と一体となった取り組みを進めさせていただきまして、交通事故死者数はもとより交通事故全体を減少させることにより、「交通事故のない社会」の実現を目指してまいりたいと考えております。

皆様方には、議事の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。これをもちまして、議長の役目を終わらせていただきます。

○事務局（県民安全課担当課長）

以上で、2023年度、愛知県交通安全対策会議を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。

資料等をお忘れ物のないようお願いいたします。

会議録署名委員

名古屋地方気象台 台長

---

会議録署名委員

愛知県教育委員会 教育長

---